

仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託

公募型プロポーザル評価基準

1. 目的

仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「要領」)における採点方法及び基準について定める。

2. 一次審査(技術資料)

- (1) 採点は、事務局が別表「配点表【技術資料】」の評価基準に基づき、配点は「100点」を満点する。
- (2) 採点については、参加表明書と一緒に提出された資料等を精査し、採点する。
- (3) 公募型プロポーザル実施要領の「5. 参加資格」を満たさない者は失格とし、その旨を通知する。
- (4) 失格とならない参加表明者が3者以下である場合は参加表明者の全てに対して、また、失格とならない参加表明者が4者以上の場合は一次審査(技術資料)の採点上位3者に対して「様式4」により企画提案書等の提出を依頼する。それ以外の者についても「様式4」により二次審査への参加資格がないことを通知する。
- (5) 同点により3者が定まらない場合は、同点の者全てを二次審査の対象に加える。

3. 二次審査(企画提案)

- (1) 採点は、「仙北市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル委託事業候補者選定委員会」(以下、「委員会」)が実施し、審査員全員の平均点を評価点とする。なお、平均点の算出においては小数点第1位までとし、小数点第2位以下を四捨五入とする。
- (2) 委員会は、提出された企画提案書等によるプレゼンテーションの内容について、別表「配点表【企画提案】」に基づき評価し、配点は「200点」を満点とする。
- (3) 二次審査(企画提案)当日において、企画提案書等に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価しない。

4. 委託事業候補者の選定

- (1) 総合評価点は「300点」を満点とし、一次審査及び二次審査の総合評価点が最も高かった者を委託事業候補者と決定し、次点の者を次の委託事業候補者と特定する。
- (2) 委託事業候補者の選定にあたり、総合評価点の同点が2者以上あるときは、委員会の合議により決定する。
- (3) 委託事業候補者が1者の場合、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、交渉権者として選定することができる。

別表

配点表【技術資料(一次審査 - 事務局)】1/2

技術資料:満点=100点

評価項目		評価基準	配点
企業の 業務実績	業務実績①	過去10年、同種業務の実績について以下のいずれかで評価	
		A:実績が15例以上	10
		B:実績が10例以上15未満	7
		C:実績が5例以上10例未満	4
		D:実績が1例以上5例未満	1
	業務実績②	過去5年、防災指針作成業務の実績について以下のいずれかで評価	
		A:実績が10例以上	10
		B:実績が7例以上10例未満	7
		C:実績が4例以上7例未満	4
		D:実績が1例以上4例未満	1
配置予定技術者の技術力と実施技術者	管理技術者	従事期間	同種業務に従事した期間について以下のいずれかで評価
			A:従事期間が15年以上
			B:従事期間が10年以上15年未満
			C:従事期間が5年以上10年未満
			D:従事期間が1年以上5年未満
		業務実績	同種業務の実績について以下のいずれかで評価
			A:実績が15例以上
			B:実績が10例以上15未満
			C:実績が5例以上10例未満
			D:実績が1例以上5例未満
	照査技術者	従事期間	同種業務に従事した期間について以下のいずれかで評価
			A:従事期間が15年以上
			B:従事期間が10年以上15年未満
			C:従事期間が5年以上10年未満
			D:従事期間が1年以上5年未満
		業務実績	同種業務の実績について以下のいずれかで評価
			A:実績が10例以上
			B:実績が7例以上10例未満
			C:実績が4例以上7例未満
			D:実績が1例以上4例未満

別表

配点表【技術資料(一次審査 - 事務局)】2/2

評価項目			評価基準	配点
配置予定技術者の技術力と実施技術者	主たる担当技術者	資格	取得資格について管理技術者と兼任しない場合は、以下のいずれかで評価	
			A：技術士(「総合技術管理部門」または「建設部門」のうち登録科目が「都市及び地方計画」を有する	10
			B：技術士(上記 A に同じ)を有せず、技術士同等(建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者(都市及び地方計画に限る)または RCCM(都市計画及び地方計画)を有する	5
			C：上記資格を有しない	0
		従事期間	同種業務に従事した期間について管理技術者と兼任しない場合、以下のいずれかで評価	
			A：従事期間が 10 年以上	10
			B：従事期間が 5 年以上 10 年未満	7
			C：従事期間が 1 年以上 5 年未満	4
		業務実績	同種業務の実績について管理技術者と兼任しない場合、以下のいずれかで評価	
			A：実績が 4 例以上	10
			B：実績が 3 例	7
			C：実績が 2 例	4
			D：実績が 1 例	1
			E：実績が 0 例	0
		専任性	手持ち業務と当該業務の重なり程度を、契約金額 500 万円以上の手持ち業務件数を以下のいずれかで評価	
			A：0 件	10
			B：1 件	7
			C：2 件	5
			D：3 件	3
			E：4 件以上	1

別表

配点表【企画提案（二次審査 - 委員会）】

企画提案：満点200点

評価項目			評価基準	配点
実施方針	業務に対する理解度		現状確認が適切であり、当該業務の目的、条件、内容の理解度が高いか	10
	実施方針の的確性		課題認識が適切であり、実施方針の妥当性があるか	10
	実施フロー、工程計画の的確性		作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画が妥当であるか	10
評価テーマに対する企画提案	テーマ①	的確性	仙北市の地域特性を踏まえ、課題の評価分析方法が優れた提案となっているか	15
		独創性	専門的見地に基づく独創性の高い提案があるか	10
		実現性	提案内容に説得力があり、また、実現性の観点からその内容が適切であるかどうか	15
	テーマ②	的確性	仙北市の地域特性を踏まえ、課題の評価分析方法が優れた提案となっているか	15
		独創性	専門的見地に基づく独創性の高い提案があるか	10
		実現性	提案内容に説得力があり、また、実現性の観点からその内容が適切であるかどうか	15
ヒアリング	資料作成能力		的確な文章表現、作図等の創意工夫、重要箇所の整理方法などがわかりやすく説得力があるか	15
	コミュニケーション		プレゼンテーションや質疑でわかりやすく説得力があるか、または的確な応答であるか	15
	提案意欲		業務に対する取組意欲や熱意が感じられるか	10
価格評価点	予定価格に対する参考見積額について次式で評価する 価格評価点＝（価格評価点の配点）×（1－参考見積金額÷予定価格） ※価格評価点の配点＝50点、提案上限額＝21,799,800円 ※価格評価点は、小数点第2位を四捨五入した小数点第1位までとする。			50

※価格評価点を除く各項目の評価は以下の5段階で評価する

評価	優れている	良い	普通	やや劣る	劣る
配点：15点	15点	10点	7点	4点	1点
配点：10点	10点	7点	5点	3点	1点